

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

総務事務集中化システムの稼働に伴う手当に関する
運用について（通知）

県立学校の総務事務集中化システムの稼働に伴い、県立学校の諸手当の認定を総務事務センター課長に委任するに当たり、諸手当の認定に関する運用を下記のとおりとしますので管内学校に周知をしてください。

平成27年9月1日（以下「施行日」という。）以後は、これにより適正な取扱いをお願いします。なお、記載のない手当については従前どおりの取扱いとします。

記

1 扶養手当の添付書類について

職員の配偶者の育児休業による子の扶養替えの際に提出が必要である確約書は、施行日以後は不要とする。

ただし、配偶者の育児休業復帰時に、子を配偶者で認定する扶養替えを行う取扱いに変更はないので、留意すること。

2 通勤手当の認定について

（1）通勤手当の認定に係る自動車等の交通用具の使用距離の測定

これまでは、住居から徒歩で通勤する場合に利用できる最短経路の門で交通用具の実測による使用距離の測定を行うことにより、学校側の認定のポイントとなる門が複数箇所ある場合があったが、施行日以後は学校側の測定のポイントの門を原則1箇所とし、その門を正門とする。

これにより施行日以後は、自宅と正門の間を測定することとする。

（2）認定済みの通勤手当

上記（1）による測定は、施行日以後の新たな事実発生の場合のみとし、施行日前に認定済みの通勤手当については、改めて測定は行わない。

（3）新道路開通日が土曜日（週休日）の場合の事実発生日

これまでは、開通日の翌日が週休日でも、翌日を事実発生日として取扱っていたが、施行日以後は、開通日の翌出勤日とする。ただし、開通日が月末又は月初の場合は、実態を考慮する場合があるので、今後は関連通知を確認すること。